改正後	改正前
(2)　学校教育法に基づく短期大学を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第六項に規定する者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの	(2)　学校教育法に基づく短期大学を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第六項に規定する者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの
(3)　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第九項に規定する者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの	(3)　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第九項に規定する者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの
(4)　（略）	(4)　（略）
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
二　（略）	二　（略）

（学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

第二条　学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（精神保健福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）	（精神保健福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第四条　施行日前に旧盲学校等の専攻科（修業年限三年以上のものに限る。）を卒業した者は、精神保健福祉士法施行規則第一条の二第六項第一号の適用については、特別支援学校の専攻科（修業年限三年以上のものに限る。）を卒業した者とみなす。	**第四条**　施行日前に旧盲学校等の専攻科（修業年限三年以上のものに限る。）を卒業した者は、この省令による改正後の精神保健福祉士法施行規則第一条第六項第一号の適用については、特別支援学校の専攻科（修業年限三年以上のものに限る。）を卒業した者とみなす。
2　施行日前に旧盲学校等の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者は、精神保健福祉士法施行規則第一条の二第九項第一号の適用については、特別支援学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者とみなす。	2　施行日前に旧盲学校等の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者は、この省令による改正後の精神保健福祉士法施行規則第一条第九項第一号の適用については、特別支援学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者とみなす。

（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第四十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（受験資格に関する経過措置）	（受験資格に関する経過措置）
第四条　この省令の施行の際現に職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則第三十六条の二に規定する専門課程（訓練期間三年以上のものに限る。）（職業能力開発総合大学校の専門課程に限る。）を修了した者は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条の三第六項第二号及び精神保健福祉士法施行規則第一条の二第六項第四号に規定する職業能力開発大学校の専門課程（訓練期間三年以上のものに限る。）を修了した者とみなす。	**第四条**　この省令の施行の際現に職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則第三十六条の二に規定する専門課程（訓練期間三年以上のものに限る。）（職業能力開発総合大学校の専門課程に限る。）を修了した者は、この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条の二第六項第二号及び精神保健福祉士法施行規則第一条第六項第四号に規定する職業能力開発大学校の専門課程（訓練期間三年以上のものに限る。）を修了した者とみなす。
2　この省令の施行の際現に職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則第三十六条の二に規定する専門課程（職業能力開発総合大学校の専門課程に限る。）を修了した者は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条の二第九項第二号及び精神保健福祉士法施行規則第一条の二第九項第三号に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程を修了した者とみなす。	2　この省令の施行の際現に職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則第三十六条の二に規定する専門課程（職業能力開発総合大学校の専門課程に限る。）を修了した者は、この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条の二第九項第二号及び精神保健福祉士法施行規則第一条第九項第三号に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程を修了した者とみなす。